

【北本市からのお知らせ】 新型コロナウイルス対策による 公共施設の閉鎖期間延長のお知らせ

県内での新型コロナウイルス感染の状況等を踏まえ、これまで行ってきた北本市の公共施設の閉鎖について、期間を3月31日まで延長することと決定しましたのでお知らせいたします。

1 公共施設の閉鎖期間について

- (1) 期間 延長前 2月29日(土)～3月15日(日)
延長後 2月29日(土)～3月31日(火)

(2) 施設 24施設

文化センター(中央公民館、中央図書館)・こども図書館・南部公民館・東部公民館・西部公民館・北部公民館・中丸公民館・学習センター・勤労福祉センター・コミュニティセンター・野外活動センター・体育センター・健康増進センター・市民交流プラザ多目的ルーム・児童館・子育て支援センター(4施設)・児童発達支援センター・総合福祉センター(貸館業務)・子供公園内児童館・庁舎ホール
※勤労福祉センター内の地域包括支援センター東センターの業務は除く。

2 一部窓口業務の再開について

上記施設のうち、一部施設については、4月以降の貸館業務の予約受付のための窓口業務を再開します。

- (1) 期日 3月16日(月) 午前8時30分から
(2) 施設 上記施設のうち、下線が引いてある施設 14施設

※北本市のホームページでもお知らせしています。

●問合せ くらし安全課危機管理・消防防災担当(直通 048-594-5523)